

Title	公共選択論と社会的選択論：立憲契約国家の可能性と条件
Sub Title	Public choice and social choice : their relevancy
Author	川野辺, 裕幸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.1 (1981. 2) ,p.51- 61
JaLC DOI	10.14991/001.19810201-0051
Abstract	
Notes	特集：公共選択(Public choice) 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 公共選択論と社会的選択論

—立憲契約国家の可能性と条件—

川野辺 裕幸

## はじめに

経済学の分析用具を用いた非市場的決定の分析としての公共選択論 (Public Choice)<sup>(1)</sup> は、共同消費の可能なクラブ財にかかわる少数グループ内での意思決定、さまざまな投票ルールのもとでの各個人の行動とその帰結、選挙における投票者、候補者の行動、政策決定における政府、政党、官僚、市民、企業の行動など、多方面に分析対象を拡張している。これらの分析に共通するものは、分析の出発点を個人におき、各個人を、効用最大化のために合理的に行動する主体とみなしている点にある。このような出発点を前提にすれば、公共選択論の基礎には、自己の利益に関心をもつ個人が、それぞれ独自の行動をとることから脱して、非市場的な共同の意思決定に参加していく契機の説明が不可欠となる。

Buchanan-Tullock [6] および Buchanan [3] は、この分野の中心的な研究であり、いずれも、仮説的な「自然状態」における利己的な個人から出発して、各個人が合理的な行動を通じて共同の意思決定に参加する可能性、特に、社会契約によって国家を成立させる可能性を示している。Buchanan, Tullock らの著作は、個人主義的国家観に基づく公共選択論の方法に根拠をあたえるばかりでなく、市場的決定にかかわる個人行動を分析対象とする経済学と非市場的決定にかかわる個人行動を分析対象とする公共選択論との方法論上の一貫性をも目指すものである。

これに対して、やや異なる観点から社会的決定ルールを扱う社会的選択論 (Social Choice) が存在する。社会的選択論は、個人の選好を尊重しつつも、集団ないし、社会全体にとっての合理的な選択が可能か否かを主要な問題領域とし、Arrow [1] の出現とともに創始された。以後は、記号

注(1) やや異なる定義には、「政治領域への新古典派経済理論の適用」(B. S. Frey, [8]), あるいは「政治の経済学」(J. M. Buchanan et. al., [5]) などがある。しかし、公共選択論の適用範囲は、公的意思決定領域に止まらないし、また、ゲーム論が多用されている点からも、典型的な新古典派経済理論の枠組をこの領域に導入したものとはいえない。

論理学，集合論を分析用具として，一般可能性定理の適用限界，ないしその一般化を主要な研究対象としている。

社会的選択論も，広い意味では公共選択論と同じく非市場的決定にかかわるものであるが，分析上の視点を，前者は集団ないし社会におき，後者は個人におくという点で，両者を峻別して扱う見解（たとえば Buchanan, Rowley）と，両者とも公共選択論の一部とし，さらに公共選択論をノーマティブな部分と，ポジティブな部分とにわけ，公共選択論のうち前述の社会契約にかかわる部分を公共選択のポジティブな理論，社会的選択論を公共選択のノーマティブな理論とする見解（Mueller<sup>(2)</sup> [10]）がある。両者を峻別して扱う見解からは，方法論上の相違が強調され，両者の非関連性が主張される。一方，両者をともに公共選択論に含める見解においては，社会契約論者（Buchanan, Tullock）と厚生経済学者（Arrow）との視点の違いは認識されつつも，両者の差異が，基本的には，ノーマティブな理論展開を目的としたものか，あるいはポジティブな分析を目的としたものかという点に求められる。しかしながら，いずれの見解においても，両者の分析枠組の異同と，前者についてはその帰結が明らかにされているとはいえない。本稿では，この点を再検討するために，まず次節では公共選択論の基礎をなす立憲契約概念から公共選択論の立場を明らかにし，第2節では依然として社会的選択論の中心をなす一般可能性定理の前提を検討することによって両者の方法論上の異同を示す。最後に立憲契約によって創設し得る国家の可能性と条件を示す。

## 1 公共選択論の方法——国家の個人主義的基礎づけ

経済学は，独自の選好をもち，その選好を満足させようと行動する合理的個人を分析上の出発点とし，各個人の合理的行動の過程として市場取引を分析する。同様に，公共選択論も，自己の利益に関心をもつ合理的な個人を出発点におき，個人が社会組織や政治制度を成立させたり，あるいはそれら組織・制度の中で活動する過程を説明する。したがってこの過程は，各個人相互に利益をもたらす取引の過程とみなされている。いいかえれば，公共選択論は，経済学の個人主義的かつ合理主義的なアプローチを非市場的決定の領域に応用し，その適用可能な範囲を拡大していこうとする試みなのである。このような方法とは別に，社会組織や政治制度自体に，個人を超える意志の存在を仮定する集団主義的アプローチや，国家や政府組織を「公共善」の体现者，あるいは，公正無私なレフェリーとする公益的アプローチが存在している。また，とりわけ公益的アプローチは，経済

注(2) なおFrey [8]も社会的選択論を公共選択論の中に含めている。Mueller [10]は第一部を「ポジティブな公共選択論」，第二部を「ノーマティブな公共選択論」とし，社会的選択論と，公共選択論のうち社会契約にかかわる部分をともに第二部で扱っている。しかしながら，第三部の「公共選択のノーマティブ理論とポジティブ理論との比較」では本稿の本文のような扱い方をしている。このように Mueller の取扱い方は誤解を生じやすいが，ここでは，両者の相違に関する Mueller の見解が述べられてある第三部の扱い方をとることとする。

### 公共選択論と社会的選択論

学者が政策提言を行う場合に、その対象として想定している政府の概念にはかならない。しかし、公共選択論の方法は、このいずれとも対照的である。

ところで、公共選択論が個人の合理的行動を出発点として国家の創設を説明する場合、概念上、立憲契約および立憲後契約という2つの意思決定段階を仮定する。立憲段階における契約では、各個人の財産権が承認され、共同意思決定領域の決定（したがって、私的活動領域の決定）、およびその意思決定ルールが決定される。立憲後の段階における契約では、立憲契約によって定められた領域内において、定められた意思決定ルールに則って、広義の公共財取引が行なわれる。ここから明らかのように、個人間の分配にかかわる決定は、各個人が共同意思決定へと移る最初の段階である立憲契約においてなされ、立憲後契約においては、配分の問題が決定されるという構造になっている。公共選択論では、この2段階の決定のいずれにおいても合理的個人を前提しているが、立憲契約では、各個人にとって、立憲後の共同意思決定の対象となる事象が予測できるとしても、それぞれの事象に関する自分自身の立場が「不確実」であることが想定されている。この「不確実」性の仮定は、Buchanan-Tullock〔6〕において積極的に主張されるが、<sup>(3)</sup>その具体的な内容は必ずしも明確ではない。しかし、この問題は立憲契約による国家創設の条件に深くかかわるため、3節で検討することとし、以下では、合理的個人がどのように国家の創設に参加し、分配上の決定に同意するかという点に注目して、公共選択論による立憲契約の説明をやや詳細に辿ろう。<sup>(4)</sup>

第一の立憲段階以前には、各個人がホッブスの対立の存在する自然状態にあると仮定される。このアナキーな対立状態のもとで、各個人は独自に生産-消費活動を行なうだけでなく、他人の財を略奪したり、自己の財を確保するための防衛に努力する。このような財をめぐる実際の紛争や潜在的紛争を通じて、自然均衡が生じ、自然分配が達成される。この自然均衡においては、各個人は略奪をする可能性という外部不経済を相互に及ぼしあっており、それに対応する防禦のために、各自の生産的努力の一部を割かざるを得ない。また、この自然分配の状況における各個人の状態は決して平等ではなく、各個人をとりまく自然環境、各個人のもつ生産能力、あるいは防衛・略奪の能力、各個人の選好等によって決定される。しかし、自然分配がどのように不平等であっても、各個人が自然分配の状態を各個人の権利として承認しあうことは、略奪の可能性という相互の外部不経済を取り除くという効果をもつ。また、過去において一方的な収奪関係が存在する場合には、略奪を受けていた個人が、略奪をしていた個人に対して、一方的な移転を行なった後に、相互に自然分配を承認する場合もありうる。こうして、財産権とその範囲が規定され、さらに、この規定を犯すような行動を各個人がとらないことを保障するための強制制度を設けることにも合意がなされるならば、それぞれが防衛・略奪努力のための費用を回避できる点で、各個人に相互利得が生じる。

注(3) Buchanan-Tullock〔6〕pp. 78. 邦訳 pp. 88.

(4) Buchanan-Tullock〔6〕, Buchanan〔3〕, 参照。

そればかりではなく、各個人の共同意思決定への参加は、さらに潜在的な相互利得の可能性を含んでいる。私的財、ならびに広義の公共財の供給にかかわる意思決定がそれである。排除性、分割可能性の強い財については、各個人のもつ資本ストックと最終財に関する財産権が規定され、さらに取引契約に必要なルールが定められれば、立憲契約以後、各個人は私的財の市場取引を発展させる誘因をもつだろう。また、非排除性、共同消費性の強い財については、各個人にとって市場取引にゆだねることが不可能であるか、あるいは、集合的に供給することがより効率的な場合には、合理的個人は、国家による生産・供給に同意するであろう。こうして広義の公共財供給の役割を国家が担うことになる。ただし、この立憲契約の段階では、立憲後契約における個々の公共財の供給決定に際して自分がどのような立場にあるかが「不確実」であると想定されているため、各個人は「中立的」な立場に立って立憲後契約のための共同意思決定ルールを選択せざるを得ない。

共同意思決定ルールの選択にあたって、全員一致のルールを定めることは、各個人にとって、自己の選好に合致しない決定がなされる可能性を排除するものである。しかし同時に、全員の同意を得るための交渉に要する費用は多額になり、特に共同意思決定に参加する個人の数が多い場合には、ほとんど禁止的なほどの高額に達すると予想される。この意思決定費用は、全員一致以下のルールが定められる場合には、共同意思決定に必要な同意者の割合が低下するについて次第に減少すると考えられる。しかし、反面、全員一致以下のルールが設定されれば、各個人にとって自己の利益に合致しない共同意思決定が行なわれ、その結果、外部費用を被る場合も生じ得る。一般に全員一致以下のルールにおいて生じる外部費用は次の3種類に区別できよう。第一は、特定の個人またはそのグループにとって損失をもたらす財、あるいは特定の個人またはそのグループに対してだけ利益をもたらす財が共同意思決定によって供給される場合。第二は、各個人に利益をもたらす財ではあるが、その供給費用が特定の個人またはそのグループに課されるような共同意思決定が行なわれる場合。第三は、各個人に利益をもたらす財ではあるが、各個人にとって、その供給量と比較して負担する供給費用が過大であったり、あるいは供給量が過少であったりする場合。以上の外部費用は、いずれも共同意思決定のために必要とされる同意者の割合が低下するほど増大すると考えられる。このうち第一第二の外部費用は実質上の略奪に等しいものであり、各個人にとって、この外部費用が存在する限り、共同意思決定への参加をさしひかえ、自然状態を選択する方が有利な場合もあり得る。しかしまた、これら2種類の外部費用は立憲段階で回避できる可能性がある。第一の外部費用は共同意思決定の対象となる領域（公的活動領域、したがって私的活動領域も同時に規定される）に適切な制約が加えられるならば排除が可能である。第二の外部費用を排除するためには立憲段階における租税制度の設定を必要とする。

第一第二の外部費用が回避できるとした場合、各個人は、共同意思決定に必要な同意者の割合が低下するほど増大する第三の外部費用と、反対に減少する意思決定費用を比較することによって、

## 公共選択論と社会的選択論

もっとも低い費用しか必要としない共同意思決定ルールを選択する。そして、おそらくそのルールは全員一致以下のなんらかのルールであろうと予想される。

こうして、各個人が孤立した自然均衡から共同意思決定へと移るに際しては、立憲契約では、財産権の承認と、共同意思決定の対象となる領域（したがって私的活動領域）、租税制度、共同意思決定ルール、さらに以上の契約の実行を保障する強制力が全員一致のもとに決定されねばならない。Buchananによれば、以上のような立憲契約は、自然均衡における状況よりも各個人の状態をあらかじめ改善するものであるから、各個人は全員一致してこの立憲契約に同意するとされる。

立憲後の段階における契約では、広義の公共財のそれぞれの供給に関する意思決定が、立憲契約によって定められたルールのもとに行なわれる。このように、公共選択論では、政治制度が日常的に果している機能は立憲後契約の形で捉えられており、ちょうど市場の機能が立憲契約によって承認された財産権を前提とした私的活動領域における取引を通じた財の配分にあるのと同じく、広義の公共財の配分を決定しているに過ぎない。立憲契約概念の重要性は、しばしば政治制度の解決すべき課題とみなされる分配問題が、財産権の「承認」と租税制度の決定という形で、国家創設の当初に、しかも各個人にとって共同意思決定に参加するか否かという決定と同時に課されるという点にある。いいかえれば、国家創設の成否は、立憲段階における各個人の利益と損失の計算にかかっている。

以上のように、公共選択論に基づく国家の創設の説明は、個人行動の合理性を出発点として一貫してポジティブな記述がされている。しかしながら、このことは立憲契約が歴史上の事実と照らして妥当性を持ち、現実的にも成立し得ることを意味するものではない。むしろ、この国家の創設に関する説明のポジティブな理論としてのゆえんは、公共選択論が、その出発点において下している価値判断、すなわち、政治制度の存在理由を、その制度を構成する個人に求める、個人主義的国家観にある。この価値判断は、市民社会における重要な規範となるものであり、その意味で支持し得る価値判断とみなしてよいであろう。ここから、公共選択論による国家創設の説明は、たとえ歴史性、現実性に欠けようとも、「純粋な市民社会」における政治制度のモデルとして、市民社会の規範に基づく国家創設の可能性とその要件を示したものといえよう。さらに、このような公共選択論の観点からすれば、個人主義的国家観以外の価値観に基づく国家のモデルに対しては「非妥当性」を唱えることが可能であろうし、そうした価値観に基づく政策提言に対しては「恣意性」の名のもとに、これを斥けることができよう。

一方、公共選択論自体によるノーマティブな要請においては、個人主義的国家観に基礎をおくかぎり、政治制度に参加する各個人にとって、状態が改善されるか否かが唯一の判断基準とされねばならない。ノーマティブな公共選択論においては、この判断基準のもとに、既存の制度と比較して、各個人にとっての改善が可能となる他の制度を示し、<sup>(5)</sup>制度変更を主張する形をとる。そして、その

制度変更の提言は公正無私な政策担当者ではなく、この制度に参加している各個人にむけられる。しかしながらこの判断基準は、現実には成立しがたい、きわめて厳格な基準である。たとえば、Buchanan と Wagner〔7〕は、財政赤字を容認する既存制度のもとでのインフレ加速、失業、財政の肥大化傾向を均衡予算という制度変更によって回避することを提言している。ノーマティブな公共選択論の判断基準に基づくかぎり、この場合、制度変更後の均衡予算のもとでの各人にとっての状態が、既存制度における各人の状態と比較して、ことごとく改善されるという保証が存在しなければならない。しかも、この基準は、既存制度のもとで、自己に有利な政策を政府から引き出すことを目指して行動する各利益集団内の個人にとっても、またその見返りによって再選を確実にしている政治家にとっても、予算の増大と平行して、潜在的財政余剰や権限の増大を享受している官僚にとってもあてはまらねばならない。しかし、Buchanan-Wagner の議論は、この基準に関して十分に厳格でも説得的でもないように思える。むしろ、既存制度のもとで市民の被る損失が、均衡予算下で回避される点のみが主張されているに過ぎない。ここでは、代議制民主主義国家に寄生する利益集団、政治家、官僚等の特別の利害が判断基準からは無視されているように思われる。この無視を個人主義的国家観から逸脱したものではないとするためには利益集団、政治家、官僚等のグループを市民の選好を調整する装置とみなし、その機能のみを認め、これらのグループが享受する特別の利益を不当なものとして評価する必要がある。しかしその場合には、公共選択論のノーマティブな提言が、代議制民主主義に基づく共同意思決定をこれらのグループが左右するという公共選択論のポジティブな分析と衝突することにならざるを得ない。

## 2 一般可能性定理の含意

多数決ルールに基づく決定が「投票のパラドックス」あるいは「循環的多数派」と呼ばれる状態を生じることが、古くは Borda によって明らかにされており、多数決が唯一の決定をなし得るには、その決定に参加する各個人の選好が特定の形をもたねばならないことは Black によって示されていた。しかし Arrow は、このような個々のルールのもつ欠陥ではなく、一般にいかなる共同意思決定ルールも、「正当と思われる (apparently reasonable)<sup>(6)</sup>」特定の条件を満足できないことを示した。Arrow による一般可能性定理の証明は、記号論理学の手法を用いたその構成とともに、以後の社会的選択論の方向を決定づけた。

周知のように、アローの一般可能性定理は、<sup>(7)</sup>

注(5) J. M. Buchanan [4].

(6) Arrow [1] p. 25.

(7) 第2版による。

### 公共選択論と社会的選択論

- 1) 非制約的な選好領域<sup>(8)</sup>
- 2) パレート原理
- 3) 無関係な選択対象からの独立性
- 4) 非独裁制

を満たす社会的厚生関数が存在しないことを示したものであった。ここで社会的厚生関数とは、「種々の社会状態に関する個人的順序の各組  $R_1, \dots, R_n$  (各個人に対して一つの順序が対応する) に対して、種々の社会状態に関する社会的順序  $R$  でこの組に対応するものを定める過程あるいは規則<sup>(9)</sup>をいう。

一般可能性定理以後、社会的選択論の研究の多くは、上記の4条件をどのように緩和すれば社会的厚生関数の不存在を逃れることができるかを試みる方向と、どの程度まで条件を緩和しても可能性定理が成立することを示す方向に集中してきた。そしてその間に、社会的選択論の基本的枠組には Arrow 以来、変化が生じていないとあってよい。したがって、ここでは、Arrow の著作に検討を集中しよう。

社会的厚生関数を導く際の Arrow の基本的発想は、既存の社会から出発し、そこで実現が可能なあらゆる状態に対して社会全体としての評価が下されねばならないことであった。したがって Arrow が「個人的評価」に基づいて「社会的選択」を行なうことを考えたとき、当然その強調点は後者にあった。社会的厚生関数が満たさねばならないと Arrow が考える4条件のうち、2)パレート原理、3)非独裁制は、この社会的厚生関数が各個人の選好を基礎として創り上げられねばならないことを示すものであり、公共選択論のノーマティブな判断基準ならびに、立憲契約にも符合する内容もっている。しかし、上記の社会的厚生関数の定義と1)非制約的な選好領域の条件は、Arrow 自身によって「集団的合理性<sup>(10)</sup>」と名付けられているとおり、社会自体が、実現可能なあらゆる社会状態に対して、連結律、推移律を満たすという意味で合理的な評価を下さねばならないとする。これは、合理的個人の選好関数内において満足されるべき条件を社会にあてはめ、あたかも社会自体が合理的意思決定者となったかのような場合を想定するものである<sup>(11)</sup>。かといって、もちろん Arrow は国家有機体論を主張するのではなく、この社会的厚生関数を、社会のために政策決定を行なう政策担当者(公務員)に対する助言のために構成するべきものと考えている<sup>(12)</sup>。したがって、Arrow が「正当と思われる」条件とよぶ上記の4条件は、以上のような設定のもとで直観的に支持し得るものとみなされているのであり、実際に社会の個人によって支持、承認されるか否かとは無関係である。

注(8) A. K. Sen [12] の命名法による。p. 41.

(9) Arrow [1] p. 23, 邦訳 p. 38.

(10) Arrow [1] p. 98, 邦訳 p. 155.

(11) この点に関する批判は、I. M. D. Little [9], J. M. Buchanan, [2] など数多い。

(12) Arrow [1] p. 107, 邦訳 p. 169.



また、Arrow は、自分の社会的厚生関数を Bergson 流の形式的な社会的厚生関数と区別するために、「憲法」と呼ぶことを認めているが、<sup>(13)</sup>この場合も、憲法に対する各個人の支持ないし承認を予想して述べているのではない。

この点で Arrow の著作は、旧厚生経済学による効用の個人間比較を排除しつつ、さらに、新厚生経済学がパレート原理を唯一の依拠すべき価値判断としたために陥ってしまった分配問題に対する非決定性から逃れようとする Bergson 流の社会的厚生関数の流れをくむものであるということができようが、同時に、公共選択論の方法との重大な衝突を引き起こすこととなる。

すなわち、Arrow 流の社会的厚生関数が理論上成立可能であるとしても、これが助言を受ける政策担当者にとって政策的意味をもつためには、第一に、社会的厚生関数の内容が実際に明確にされねばならない。このことは社会に属する全個人の選好関数が政策担当者にとって明らかとならねばならない。通常、各個人は自発的に自分の選好関数を表示するとは限らないから、このことは政策担当者の側に全知を要求する。第二に、たとえ社会的厚生関数があたえられたとしても、それがもっとも有効に利用されるためには、政策担当者が公正無私に政策を実施しなければならず、さらに、第三に、各個人の選好の及ぶ、実現可能なあらゆる領域において、社会的厚生関数が示す社会状態を実現するためには、政策担当者が独裁的な政策実施力をもたねばならない。<sup>(14)</sup>このように Arrow の理論は、全知、公正無私、かつ独裁的な政策担当者の存在を、概念的にせよ、想定して展開される議論である。近年、公共選択論に関するもっとも包括的なサーベイを発表した Mueller は、社会的選択論を、社会の存在から出発し、何らかの規則が社会に存在せねばならないという観点に立つという意味から、ノーマティブな公共選択論の一部に含めている。一方、Mueller の用語法によればポジティブな公共選択論は、各個人の合理的行動を出発点とし、ここから社会制度・組織等の非市場的決定の領域をどれほど説明できるかという点に関心を集中してきたものであった。そこでは、Arrow のいう政策担当者が、政府与党、議員、官僚等のいずれであれ、それぞれが独自の利害関心を持ち、その利益にしたがって行動するという仮定がおかれている。しかも近年の研究（たとえば、Frey-Schneider, Buchanan-Wagner）によって、この仮定には経験的な支持すらあたえられているという意味で、公共選択論が達成した重要な帰結のひとつを構成しているといえよう。こうした点からみれば、社会的選択論は、ノーマティブな理論として、方法の一貫性という観点だけでなく実行可能性という面からも、公共選択論に適合しているとはいいがたい。むしろ、Arrow に始まる社会的選択論の分野は、対象となる領域の類似性という点で、de Condorcet, Dodgson, Black 等による種々の決定ルールの特徴の分析という公共選択論のひとつの系譜と密接な関連をもつものの、それとは別個の新厚生経済学再建の試みの系譜に属するものと考えらるべきであろう。

注 (13) Arrow [1] p. 105, 邦訳 p. 166.

(14) この点については、C. K. Rowley [11]。

### 3 立憲契約国家の可能性と条件

第1節で示したように、公共選択論による国家創設の説明では、立憲段階において

- 1) 財産権の承認
- 2) 共同意思決定の対象となる領域の決定（したがって私的活動領域の決定）
- 3) 租税制度の決定
- 4) 共同意思決定ルール of 決定

が全員一致によって行なわれる必要がある。しかし、この全員一致による合意は、理論上自明のものではない。ここでは、問題を単純化するために、他からは隔離した一定の地域内において自然均衡に達している多数の人間を前提として、各個人が他の全員とともに共同意思決定に参加するか、自然状態に止まるかを問われていると仮定しよう。この場合、各個人にとって共同決定に参加するか否かの決定は、自然均衡におけるよりも共同決定に参加する方が有利であるか否かに依存する。したがって、立憲段階における「不確実」性とは、各個人にとって立憲後の共同意思決定に付される個々の issue について、自分の将来の選好がまったく不確実であってはならない。むしろ、個々の issue における自分の将来の選好が確率分布の形で表わされるという意味での不確実でなければならぬ。そして立憲段階では、各個人には、さまざまな1)財産権、2)共同意思決定領域、3)租税制度、4)共同意思決定ルールに関する無数の組合せ（これを契約集合としよう）と、その個々の組合せについて将来の選好の確率分布を付したものが、立憲段階における評価対象集合としてあたえられるのである。したがって、各個人がたとえ個々の評価対象に対して同一の選好の確率分布を付そうとも、個人がどのような立憲段階における選好をもつかは、その個人の上記の意味での不確実性に対する態度に応じて異なる。また、その意味で各個人による「中立的」な選択はあり得ない。しかし、全個人が少なくともひとつの契約を自然均衡以上に選好するかが、立憲契約に基づく国家の創設は可能である。しかしながらその可能性は、どの程度であり、また契約の内容には、どのような特徴があるのだろうか。この場合、1)の財産権の承認は、静態的な自然均衡にある各個人にとって、程度の差はあれ、もれなく相互利益を生じさせる取り決めとなる。しかし、2)と4)の決定については、立憲段階の不確実性の仮定から、主張点は個人ごとに異なる可能性がある。一般に、不確実性に対する選好が弱い個人ほど、2)共同意思決定領域を狭め、相互利得の生じる可能性が高い事象を対象を限定するとともに、4)共同意思決定ルールを全員一致の条件に近づける傾向をもとめる。また共同意思決定の対象となる広義の公共財について、各個人の選好の分散が激しいほど、同じく、2)共同意思決定領域を狭め、4)共同意思決定ルールを全員一致条件へ近づけよう。

分配問題に関する決定は、前述のとおり、社会的選択論の主要な関心の対象であるが、立憲段階

において再分配を目的とした決定が取り扱われるためには、各個人にとって、異なる期間における富および所得を評価する場合、その富および所得がいずれの期間に達成されたにせよ、富および所得の増大は限界効用を逡減させるという前提が必要である。<sup>(15)</sup>異なる期間における効用に対して、同一時点における場合と同じ限界効用逡減の条件を要求するこの前提は、通常の経済理論で用いられるものとは異なるが、それによって初めて、各個人は、富および所得の分配が比較的高いと感じる場合に、富および所得の削減をすかわり、分配が比較的低いと感じる場合に再分配を保証されることに同意するのである。しかしなお、再分配の基準、およびその程度については各個人において選好に差異が生じ得る。このことは累進的租税制度の制定に影響をあたえる。

以上のように、立憲段階において各個人に全員一致で共同意思決定を選択させるには、さまざまな問題がある。財産権の承認による相互利益や、広義の公共財供給に関する共同意思決定の効率性は共同意思決定の方を各個人に選択させる要因となるが、不確実性に対する選好が弱く、共同意思決定の対象となる事象に対する各個人の選好の乖離が予想され、再分配への選好が乖離するほど各個人は自然状態を選択することになる。しかも、これらの要因は相互に関連しており、再分配に対する選好が乖離すれば、各個人にとって租税制度から受ける外部費用は増大し、さらに共同意思決定領域を狭める方向へ選択がむけられる。いずれにせよ、ここでの設定においては、全員一致を得るために選択は、共同意思決定に対する選好の弱い個人に向けて調整され、少なくとも、2)狭い共同意思決定領域、4)全員一致に近い共同意思決定ルールが選択されよう。このことは実質上、立憲後契約における国家の機能が極めて制限されざるを得ないことを意味するものである。他方、共同意思決定の領域が広く、共同意思決定が行なわれやすいルールが選択される場合には、不確実性に対する選好が積極的で、共同意思決定の対象となる事象に対する各個人の選好が類似し、さらに再分配に対する選好も類似している必要がある。すなわち、立憲契約に基づく国家が実質的に成立するためには、各個人の選好の類似性が重要な要件となっている。しかも、この点は、同一地域内に2つ以上の国家の存在を許容し、移住等による代替的な選択を各個人に認めるならば、いっそう明白となる。

以上のように立憲契約に基づく国家創設の可能性が限られたものであることを確認したうえで、なお全員一致以下のルールが共同意思決定ルールとして選択される場合を考えよう。予想される「投票のパラドックス」によって共同意思決定ができなくなることは、各個人の選好するところではないから、立憲後契約において決定の対象となる代替案に、何らかの先議ルールをあらかじめ立憲段階で規定しておくことに各人は同意すると思われる。<sup>(16)</sup>しかし立憲段階の不確実性のもとで公平、あるいは最適とみなされるこの全員一致以下の共同意思決定ルールと先議ルールも、不確実性を取

注(15) Buchanan-Tullock [6] pp. 192, 邦訳 p. 222.

(16) ただし、立憲契約国家創設の可能性は各個人の選好の類似性に制約されるという帰結は、「投票のパラドックス」の可能性をも制約しよう。

## 公共選択論と社会的選択論

り去った立憲後契約の段階では、完全な side payment を認めた場合にのみパレート最適を達成し得るルールに過ぎない。

## む す び

合理的個人という立場から離れずに非市場的決定を分析する公共選択論と、社会全体にとっての合理的な意思決定ルールを模索する社会的選択論とでは方法論に明らかな差異が存在する。公共選択論による個人主義的国家観に基づく国家創設の説明は市民社会の規範に忠実ではある。しかし、その立憲契約による国家の成立は、歴史上、事実上の妥当性はともかく、理論上の可能性も限られており、いくつかの強い条件、特に各個人の選好の類似性に依存している。この国家は、社会的選択論における「正当と思われる」条件を（当然ながら）到底満たし得ないが、立憲後契約の段階では、一定の条件のもとでパレート最適を達成する可能性はある。

## 〔参考文献〕

- [1] Arrow, K. J., *Social Choice and Individual Values*, John Wiley & Sons, 1951, 2nd ed. 1963, (長名寛明訳『社会的選択と個人的評価』日本経済新聞社 昭和52年)
- [2] Buchanan, J. M., "Social Choice, Democracy, and Free Markets," *Journal of Political Economy*, vol. 62, April 1954.
- [3] \_\_\_\_\_, *The Limits of Liberty*, The University of Chicago Press 1975, (加藤寛監訳『自由の限界』秀潤社 昭和52年)
- [4] \_\_\_\_\_, "A Contractarian Paradigm for Applying Economic Theory," in *Freedom in Constitutional Contract*, Texas A&M University Press 1977.
- [5] \_\_\_\_\_ et al., *The Economics of Politics*, IEA 1978.
- [6] \_\_\_\_\_ and G. Tullock, *The Calculus of Consent*, The University of Michigan 1962, (宇田川璋仁監訳『公共選択の理論』東洋経済新報社 昭和54年)
- [7] \_\_\_\_\_ and R. Wagner, *Democracy in Deficit*, Academic Press 1977, (深沢実・菊地威共訳『赤字財政の政治経済学』文真堂 昭和54年)
- [8] Frey, B. S., *Modern Political Economy*, Martin Robertson, 1978, (加藤寛監訳『新しい経済学』ダイヤモンド社 昭和55年)
- [9] Little, I. M., "Social Choice and Individual Values," *Journal of Political Economy*, Vol. 60, October 1952.
- [10] Mueller, D., *Public Choice*, Cambridge University Press, 1979.
- [11] Rowley, C. K., "Market 'Failure' and Government 'Failure'," in Buchanan et al. [5]
- [12] Sen, A. K., *Collective Choice and Social Welfare*, Holden-Day 1970.

(東海大学政治経済学部専任講師)